

第22回「労働保護法 ③労働条件 B：労働時間」

2022.06.22. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

- 1.内容：〈論点〉自由意思による賃金債権放棄の可否、〈法〉労働基準法 24条(通貨・直接・全額・定期払原則)、一方的減額には高度の必要性を要する判例、シンガーソーイングメシーン最高裁判決〈諸説〉放棄可能、放棄可能だが自由意思の厳格審査、放棄不可能

2.Reading Assignment に関する設問についての解説

- ①直接払いの原則、②それが労働者の完全な自由意思に基づき、かつそう認めるに足る合理的理由が客観的に存在すれば全額払いの原則によって禁止される控除にあたらないとする傾向にある。

2)Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

- ①紺屋教授は、働き方改革法での時間外労働の上限時間が、何の数値と整合すると述べているか。
- ②紺屋教授は、使用者の健康管理時間把握義務違反に対して、行政官庁が単に規定遵守を求めるのに尽きるのではなく、いかなるものを求めるものであつてよいと述べているか。

本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

***労働時間法制**

- 1)上限規制：原則(32条)、弾力化、延長(36条・37条)、時間外労働の上限規制
- 2)時間計算：通算、みなし労働時間、裁量労働制(専門業務型・企画業務型)、高度プロフェッショナル制度

***残業義務の発生根拠**

- 1)法定要件の効力：労使協定には免責的効力のみ、別に残業義務の発生が必要
- 2)関連判例：日立製作所武蔵工場事件・最一小判平成3.11.28

[参考文献]

野田進・和田肇『休み方の知恵』(1991年、有斐閣) 西谷敏『ゆとり社会の条件』(1992年、労働旬報社)
鹿嶋敬『男の座標軸』(1993年、岩波新書) 森岡孝二『働きすぎの時代』(2005年、岩波新書)

[自己点検]

- 1)Reading Assignment に関する設問への解答
- 2)自己点検 a)講義の論点 b)論点にかかわる法状況 c)論点についての諸見解
*今回は量が多いので、時間管理・適用除外・弾力化は、省略してください。
- 3)自由記述 a)講義に関する質問 b)その他

[課題提出者数] 5/25 5/27 6/01 6/03 6/08 6/10 6/15 6/17 6/22 6/24 6/29 7/01 7/06 7/08 7/13 7/15 7/20 7/22

125 129 129 123 129 125 119

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働保護法 ③労働条件 C：休息」

講義テーマ：長期間の連続休暇をとることはできないのだろうか

教科書の該当部分：第10章「II 年次有給休暇」論点に直接関連するのは、244頁～246頁

Reading Assignment：宮里邦雄・高井信夫「時事通信社事件」労働判例931号(2007年)93頁以下